



## よくあるご質問

Q1、手話サークルで、学習会にビデオを利用できますか？

A1、はい。使えます。利用区分という標記がビデオラベルに書かれていますので、A-2 A-3 B-2 B-3 C-2 C-3 であれば、利用できます。  
ただし、視聴者から費用徴収をしない場合に限りです。

利用区分	A	B	C	D	E
1	×	×	×	×	×
2	○	○	○	×	×
3	○	○	○	×	×

Q2、聴覚障害者団体、聴覚障害者関連施設、聴覚障害児・者が通う教育機関での上映会に、ビデオを利用することはできますか？

A1、はい。使えます。利用区分という標記がビデオラベルに書かれていますので、A-3 B-3 C-3 であれば、利用できます。

映連許諾マークがついている作品は、上映届を情報センターに提出してください。ただし、視聴者から費用徴収をしない場合に限り、利用できます。



映連許諾マーク

利用区分	A	B	C	D	E
1	×	×	×	×	×
2	×	×	×	×	×
3	○	○	○	×	×

Q3、古い作品のようで、利用区分が書かれていません。

A3、利用区分が書かれていない作品は、C-1 で 取り扱われます。

個人視聴のみの対象ですが、学校等で授業の一環として利用される場合は許可されます。事前にご相談ください。